平成２３年（フ）第２２４号
三重県津市一身田上津部田1379番地71　ファミーユ大谷201、前住所三重県鈴鹿市東旭が丘２丁目15番１号
債務者　伊藤あかね
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２２７号
三重県津市南中央14番11号
債務者　吉田　良一
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第２３０号
三重県鈴鹿市算所３丁目18番20号
債務者　二宮真由美
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
津地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第１３３７号
神戸市東灘区住吉本町１丁目13番14―110号
債務者　矢田　悦子
1　決定年月日時　平成23年12月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９５号
兵庫県川西市平野１丁目19番31号102
債務者　天野　裕子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第２０５号
鳥取県西伯郡大山町中高365番地９
債務者　岡田　雄士
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２３年（フ）第３０９号
広島県福山市城見町１丁目３番31号　ドエル中央212、旧住所広島県福山市春日町７丁目23番14号
債務者　池森テル子（旧姓大内）
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３１２号
広島県福山市御幸町大字上岩成743番地２
債務者　高田　崇史
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３１８号
広島県福山市曙町５丁目９番17号、旧住所広島県福山市曙町５丁目17番13―202号
債務者　浜本　　正
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第３２３号
広島県福山市駅家町大字法成寺2635番地
債務者　鶏内　美彰
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後３時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第７４号
福岡県八女市室岡671番地４　ガーデンハウス102
債務者　島崎　道代
1　決定年月日時　平成23年12月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
福岡地方裁判所八女支部

平成２３年（フ）第１９４号
佐賀県武雄市北方町大字志久3407番地１
債務者　松田　勝彦
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２１１号
佐賀県鹿島市大字高津原367番地３　ネックスドミトリーあさひが丘Ａ棟102号
債務者　荒木　崇博
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２１６号
佐賀県西松浦郡有田町桑木原乙2910番地
債務者　平嶋　圭三
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２１７号
佐賀県西松浦郡有田町桑木原乙2910番地
債務者　平嶋　直子
1　決定年月日時　平成23年12月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月10日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２３年（フ）第２１３号
福島県本宮市白岩字根岸379番地の５
債務者　渡邊ヤイ子
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２１５号
福島県郡山市喜久田町字双又33番地の17　コーポ陰山107号
債務者　遠藤　和夫
1　決定年月日時　平成23年12月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年２月13日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係